

吉野川水系水利用連絡協議会第1回幹事会の開催について

1. 吉野川水系水利用連絡協議会第1回幹事会

(幹事長:四国地方整備局河川部長 鈴木 篤)

- (1)日 時 平成25年6月17日(月) 15時00分～
(2)場 所 高松サンポート合同庁舎 13階 1306、1307会議室
香川県高松市サンポート3番33号
(TEL:087-851-8061)(代表)
(3)議 題 「吉野川水系吉野川ダム群の貯水池運用状況について」
「取水制限対策について」

※取材は、吉野川ダム群の貯水池運用状況の説明までとさせていただきます。

本会の整理内容については、当日の会議終了後に高松サンポート合同庁舎記者クラブにて報告させていただきます。

●早明浦ダム状況について

早明浦ダム上流域における降雨量は、4月が220.9mm(平年比93.8%)、5月は168.5mm(平年比59.4%)、6月に入っても13日現在54.8mm(平年比14.3%)と降雨が少ない状況です。

早明浦ダムの貯水状況は、6月13日0時現在、貯水率80.6%で平年値【昭和50年～平成24年】87.4%と比較して低下傾向となっています。今後もこのまま少雨傾向が続けば、早明浦ダムの貯水量の低下が続き、厳しい状況になることが予想されます。

このため、『吉野川水系水利用連絡協議会第1回幹事会』を開催し、現在の状況について各機関で情報を共有するとともに、今後の措置について協議することとしました。

※雨量の平年値は、過去30年(昭和57年～平成24年)です。

●6月13日午前0時現在の早明浦ダム貯水状況は、次のとおりです。

- (A) 利水貯水量 11,848万立方メートル
(B) 利水確保貯水容量 14,700万立方メートル
(C) 貯水率 80.6% [(A) ÷ (B) × 100]

平成25年6月13日

吉野川水系水利用連絡協議会

事務局:国土交通省四国地方整備局

問い合わせ先

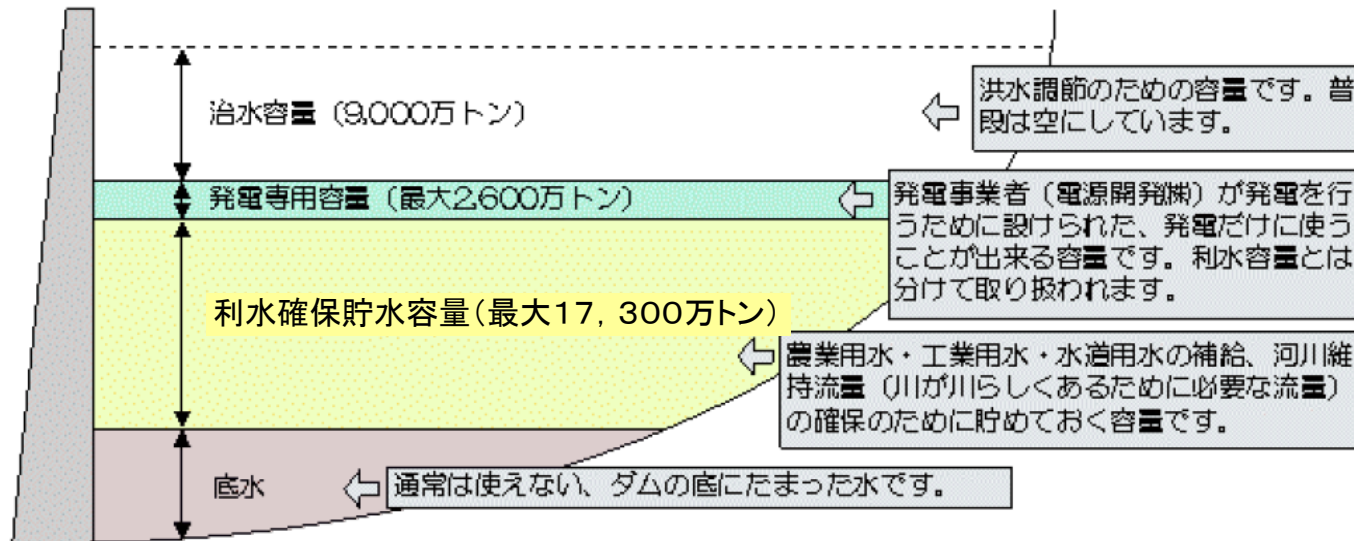
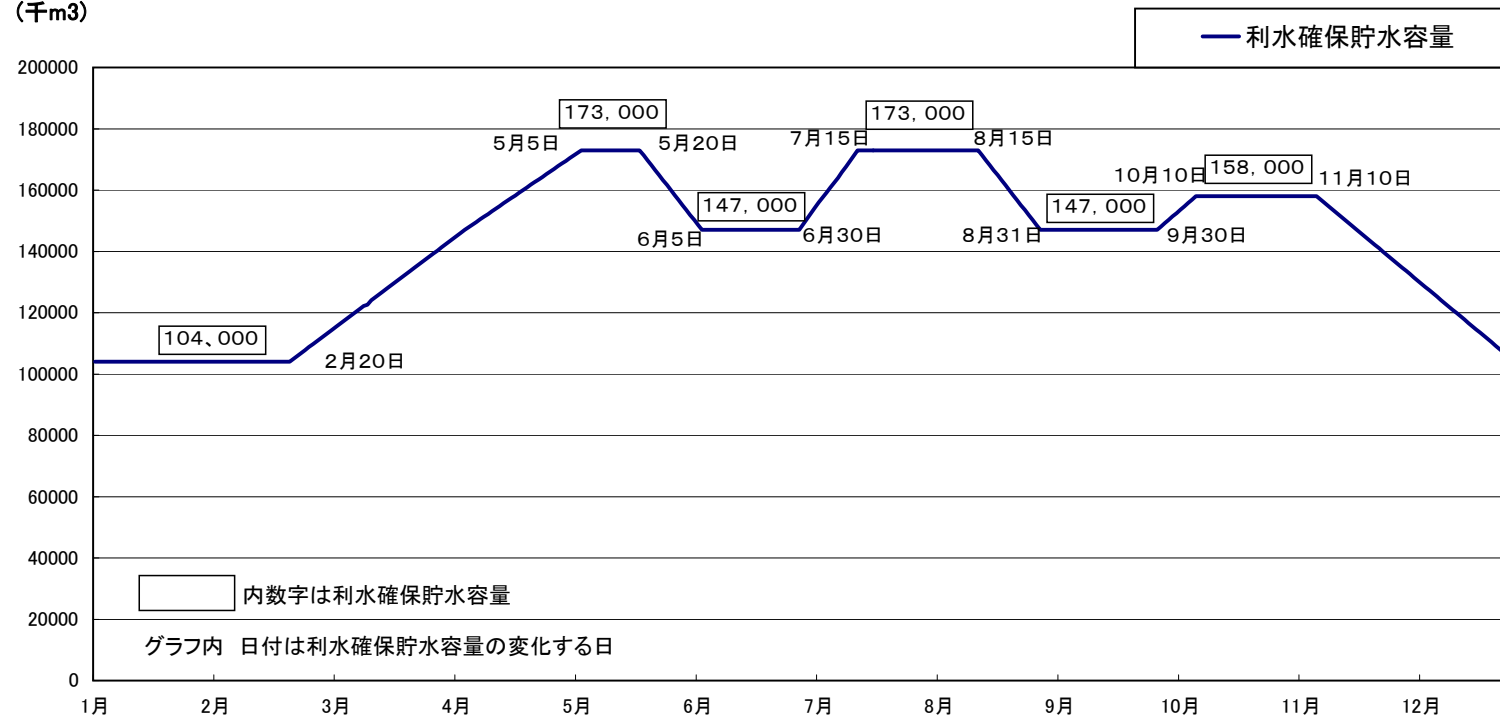
国土交通省四国地方整備局河川部

水政課 課長補佐 圖子 正典 (内線:3552)

TEL 087(811)8316(水政課)

利水確保
貯水容量
(千m³)

吉野川水系 早明浦ダム利水確保貯水容量図



利水確保貯水容量とは、今後の需要に対し、この時期に必要な容量のことであり、期別により変化します。

吉野川水系水利用連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、吉野川水系水利用連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、関係行政機関等により吉野川水系における関係利水者間の水利用等について総合的に協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の運用に関すること。
- (2) 水利用の実態に関すること。
- (3) 水象等に係る広報に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

- 2 協議会に、会長及び副会長1名を置く。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長をたすけ、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、四国地方整備局長の職にある者をもってあてる。
- 6 副会長は、会長が指名する者をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

(幹事会)

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、四国地方整備局河川部長の職にある者をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、必要に応じ分科会を置き、幹事会に属する事項を分掌させることができる。
- 7 幹事会及び分科会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会にはかって定める。

(任期)

第7条 委員及び幹事の任期は、その職にある期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、事務局を四国地方整備局河川部に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(規約の改正)

第9条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。